

利根町告示第 35 号

令和元年第 1 回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 31 年 4 月 26 日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和元年 5 月 10 日

2. 招集の場所 利根町議会議場

3. 付議事件

- (1) 議長の選挙について
- (2) 副議長の選挙について
- (3) 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任について
- (4) 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の選挙について
- (5) 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について
- (6) 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- (7) 茨城県南水道企業団議会議員の選挙について
- (8) 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- (9) 議案第34号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- (10) 議案第35号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- (11) 議案第36号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- (12) 議案第37号 平成30年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
- (13) 議案第38号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- (14) 議案第39号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第1号）
- (15) 議案第40号 利根町監査委員の選任について

令和元年第1回利根町議会臨時会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	5. 10	金	本 会 議	開会 議長選挙 副議長選挙 常任委員会委員の選任 議会運営委員会委員の選任 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員選挙 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員選挙 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員選挙 茨城県南水道企業団議会議員選挙 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 議案上程（議案第34号～議案第40号） 説明・質疑・討論・採決 閉会	午前10時

令和元年第1回
利根町議会臨時会会議録

令和元年5月10日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	杉山英彦君
総 務 課	長	飯塚良一君
企 画 課	長	川上叔春君
財 政 課	長	大越達也君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	桜井保夫君
福 祉 課	長	大塚達治君
子 育 て 支 援 課	長	花嶋みゆき君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		狩谷美弥子君
環 境 対 策 課	長	大津善男君
保 險 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		直江弘樹君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		近藤一夫君
建 設 課	長	中村敏明君
都 市 整 備 課	長	飯田喜紀君
会 計 課	長	佐藤宏君
学 校 教 育 課	長	青木正道君
生 涯 学 習 課	長	久保田政美君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 克 典
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 会議録署名議員

1 番	峯 山 典 明 君
2 番	山 崎 誠 一 郎 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和元年5月10日（金曜日）

午前10時開会

（日程その1）

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙について

（日程その2）

日程第1 副議長選挙について

日程第2 議席の指定について

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の件

日程第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任について

日程第6 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員選挙について

日程第7 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員選挙について

日程第8 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員選挙について

日程第9 茨城県南水道企業団議会議員選挙について

日程第10 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

日程第11 議案第34号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

日程第12 議案第35号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第13 議案第36号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

- 日程第14 議案第37号 平成30年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 日程第15 議案第38号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第16 議案第39号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第40号 利根町監査委員の選任について
- 追加日程第1 議案第40号議事延期の動議

1. 本日の会議に付した事件

（日程その1）

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

（日程その2）

日程第1 副議長の選挙について

日程第2 議席の指定について

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の件

日程第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任について

日程第6 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の選挙について

日程第7 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

日程第8 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

日程第9 茨城県南水道企業団議会議員の選挙について

日程第10 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第11 議案第34号

日程第12 議案第35号

日程第13 議案第36号

日程第14 議案第37号

日程第15 議案第38号

日程第16 議案第39号

日程第17 議案第40号

追加日程第1 議案第40号議事延期の動議

午前10時00分開会

〔議会事務局長大越克典君登壇〕

○議会事務局長（大越克典君） おはようございます。

議会事務局長の大越です。本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長は五十嵐辰雄議員です。

五十嵐議員、議長席をお願いいたします。

〔臨時議長五十嵐辰雄君着席〕

○臨時議長（五十嵐辰雄君） おはようございます。ただいま紹介になりました五十嵐辰雄でございます。地方自治法の規定により臨時に議長の職務を行います。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和元年第1回利根町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 町長から発言を求められておりますので、これを許します。佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。令和元年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、議員各位におかれましては、去る4月21日に執行されました町議会議員の選挙におきまして、町民の期待を担い、めでたく当選の栄を得られ、本日ここに初の議会に臨まれますこと、まことにおめでとうでございます。改めまして、ここに歓迎を申し上げますとともに心からお祝いを申し上げます。

それでは、本日、私のほうからご提案いたしました議案の概要を申し上げます。

今回の議案でございますが、専決処分が5件、補正予算が1件、その他人事案件が1件の合計7件のご審議をお願いするものでございます。

議案第34号は、利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、議案第35号は、利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第36号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第37号は、平成30年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について、議案第38号は、平成30年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてで、いずれの議案も地方自治法第179条の第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第39号は、令和元年度利根町一般会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ53万5,000円を追加し、総額を55億1,704万6,000円とするものであります。

議案第40号は、利根町監査委員の選任についてで、利根町大字羽中1386番地、若泉昌寿氏を利根町監査委員に選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

以上、議案の概要についてご説明いたしました。詳細につきましては、後ほどそれぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、何

とぞ適切なるご判断を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 発言が終わりました。

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 次に、執行部の自己紹介を、総務課長から着席順に自席でお願いします。

○総務課長（飯塚良一君） 総務課長の飯塚良一でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○企画課長（川上叔春君） 企画課長の川上叔春です。どうぞよろしくお願いたします。

○財政課長（大越達也君） 財政課長の大越達也です。どうぞよろしくお願いたします。

○税務課長（赤尾津政男君） 税務課長の赤尾津政男です。どうぞよろしくお願いたします。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 保険年金課長兼国保診療所事務長の直江弘樹です。どうぞよろしくお願います。

○福祉課長（大塚達治君） 福祉課長の大塚達治と申します。よろしくお願います。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 子育て支援課長の花嶋みゆきと申します。よろしくお願いたします。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 保健福祉センター所長の狩谷美弥子でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○教育長（杉山英彦君） 教育委員会教育長の杉山英彦です。どうぞよろしくお願います。

○学校教育課長（青木正道君） 学校教育課長の青木正道です。どうぞよろしくお願いたします。

○生涯学習課長（久保田政美君） 生涯学習課長の久保田政美です。どうぞよろしくお願いたします。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） 経済課長兼農業委員会事務局長の近藤一夫です。どうぞよろしくお願います。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 都市整備課長の飯田喜紀です。どうぞよろしくお願いたします。

○建設課長（中村敏明君） 建設課長の中村敏明です。どうぞよろしくお願いたします。

○環境対策課長（大津善男君） 環境対策課長大津善男と申します。どうぞよろしくお願います。

○会計課長（佐藤 宏君） 会計課長の佐藤 宏です。どうぞよろしくお願います。

○住民課長（桜井保夫君） 住民課長の桜井保夫です。どうぞよろしくお願いたします。

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 執行部の自己紹介が終わりました。

次に、議員の自己紹介をお願いいたします。

1 番議席の議員から、着席順に自席でお願いいたします。

- 1 番（峯山典明君） 峯山典明と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 2 番（山崎誠一郎君） おはようございます。山崎誠一郎と申します。よろしくお願いいたします。
- 3 番（片山 啓君） おはようございます。片山 啓と申します。よろしくお願いいたします。
- 4 番（大越勇一君） おはようございます。大越勇一です。よろしくお願いいたします。
- 5 番（石井公一郎君） 石井公一郎です。よろしくお願いいたします。
- 6 番（石山肖子君） 石山肖子と申します。よろしくお願いいたします。
- 7 番（花嶋美清雄君） おはようございます。花嶋美清雄と申します。よろしくお願いいたします。
- 8 番（新井邦弘君） おはようございます。新井邦弘です。皆様どうかよろしくお願いいたします。
- 9 番（船川京子君） 船川京子です。よろしくお願いいたします。
- 10 番（井原正光君） おはようございます。町が抱える諸問題について正面から取り組み、利根町の未来づくりに努めたいと思います。井原正光です。よろしくお願いいたします。
- 11 番（若泉昌寿君） おはようございます。若泉昌寿でございます。よろしくお願いいたします。
- 臨時議長（五十嵐辰雄君） 五十嵐辰雄です。よろしくお願いいたします。

以上で、自己紹介を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程その1に入ります。

-
- 臨時議長（五十嵐辰雄君） 日程第1，仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

-
- 臨時議長（五十嵐辰雄君） 日程第2，議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議場の入り口を閉鎖を宣言します。

〔議場閉鎖〕

- 臨時議長（五十嵐辰雄君） ただいまの出席議員数は12人です。

立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に峯山典明議員、

山崎誠一郎議員，片山 啓議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔書記投票用紙を配付〕

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認め，それでは，ご記入願います。

投票箱を点検します。

〔書記投票箱を改む〕

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 異状なしと認め，これから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げます。順次，投票願います。

○議会事務局長（大越克典君） それでは，投票をお願いいたします。

〔大越事務局長氏名を点呼，各員順次投票〕

1	番	峯	山	典	明	議員
2	番	山	崎	誠	一	郎議員
3	番	片	山		啓	議員
4	番	大	越	勇	一	議員
5	番	石	井	公	一	郎議員
6	番	石	山	肖	子	議員
7	番	花	嶋	美	清	雄議員
8	番	新	井	邦	弘	議員
9	番	船	川	京	子	議員
10	番	井	原	正	光	議員
11	番	若	泉	昌	寿	議員
12	番	五十嵐	辰	雄		議員

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認め，開票を行います。

峯山議員，山崎議員，片山議員，開票の立ち会いをお願いいたします。

〔峯山典明君，花嶋美清雄君，石山肖子君立ち会いの上開票〕

○臨時議長（五十嵐辰雄君） それでは，選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 なしです。

有効投票のうち

船 川 京 子 議員 7 票

若 泉 昌 寿 議員 3 票

峯 山 典 明 議 員 1 票

井 原 正 光 議 員 1 票

以上のとおり、法定得票数は3票です。したがって、船川京子議員が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（五十嵐辰雄君） ただいま議長に当選された船川京子議員に、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長の挨拶をお願いいたします。

船川京子議長。

〔議長船川京子君登壇〕

○議長（船川京子君） ただいま、議長の大任を拝しました船川京子です。精いっぱい頑張らせていただきますので、どうかよろしくをお願いいたします。（拍手）

○臨時議長（五十嵐辰雄君） ここで議長席を交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔臨時議長五十嵐辰雄君退席，議長船川京子君着席〕

○議長（船川京子君） これから、議事日程その2に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1，副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議場の出入り口の閉鎖を宣言します。

〔議場閉鎖〕

○議長（船川京子君） ただいまの出席議員数は12人です。

立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、大越勇一議員、石井公一郎議員、石山肖子議員を指名いたします。開票の際、立ち会いをお願いします。

投票用紙を配ります。

〔書記投票用紙を配付〕

○議長（船川京子君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

それでは、ご記入願います。

投票箱を点検します。

[書記投票箱を改む]

○議長（船川京子君） 異状なしと認め、これから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順に投票願います。

○議会事務局長（大越克典君） それでは、お読みいたします。

[大越事務局長氏名を点呼、各員順次投票]

1	番	峯	山	典	明	議員
2	番	山	崎	誠	一郎	議員
3	番	片	山		啓	議員
4	番	大	越	勇	一	議員
5	番	石	井	公	一郎	議員
6	番	石	山	肖	子	議員
7	番	花	嶋	美	清雄	議員
8	番	新	井	邦	弘	議員
10	番	井	原	正	光	議員
11	番	若	泉	昌	寿	議員
12	番	五十嵐	辰	雄		議員
9	番	船	川	京	子	議長

○議長（船川京子君） 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認め、開票を行います。

大越議員、石井議員、石山議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

[大越勇一君、石井公一郎君、石山肖子君立ち会いの上開票]

○議長（船川京子君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 11票

無効投票 1票です。

有効投票のうち

新井邦弘 議員 6票

花嶋美清雄 議員 2票

石井公一郎 議員 2票

峯山典明 議員 1票

以上のとおりです。法定得票数は3票です。したがって、新井邦弘議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（船川京子君） ただいま副議長に当選された新井邦弘議員に、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長の挨拶をお願いいたします。

新井邦弘副議長。

〔副議長新井邦弘君登壇〕

○副議長（新井邦弘君） 皆さん改めまして、こんにちは。ただいま、副議長という大変重責な責務を皆様に拝命させていただきまして、本当にありがとうございます。これから先、議会において、船川議長を手助けし、そしてまた利根町のために精いっぱい精進するつもりでありますので、皆様どうかよろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（船川京子君） 副議長の挨拶が終わりました。

暫時休憩いたします。再開を午後1時30分とします。

午前10時34分休憩

午後 1時30分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（船川京子君） 日程第2、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定いたします。議席番号及び氏名を議会事務局長に朗読させます。

大越議会事務局長。

〔議会事務局長大越克典君登壇〕

○議会事務局長（大越克典君） それでは朗読いたします。

1	番	峯	山	典	明	議員
2	番	山	崎	誠	一郎	議員
3	番	片	山		啓	議員
4	番	大	越	勇	一	議員
5	番	石	井	公	一郎	議員
6	番	石	山	肖	子	議員
7	番	花	嶋	美	清雄	議員
8	番	井	原	正	光	議員
9	番	五十	嵐	辰	雄	議員
10	番	若	泉	昌	寿	議員
11	番	新	井	邦	弘	議員
12	番	船	川	京	子	議員

以上でございます。

○議長（船川京子君） ただいまのとおり議席を指定しますので、ご移動願います。

○議長（船川京子君） 日程第3，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

1番 峯山典明 議員

2番 山崎誠一郎 議員

を指名いたします。

○議長（船川京子君） 日程第4，会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日のみ1日にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、会期の内訳については、お手元に配付のとおりです。

○議長（船川京子君） 日程第5，常任委員会委員及び議会運営委員会委員の指名を行います。

委員会条例第6条第2項の規定により、議長が指名いたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の構成委員を議会事務局長に朗読させます。

大越議会事務局長。

〔議会事務局長大越克典君登壇〕

○議会事務局長（大越克典君） 総務産業建設常任委員会委員，山崎誠一郎議員，大越勇一議員，花嶋美清雄議員，井原正光議員，若泉昌寿議員，船川京子議員。

厚生文教常任委員会委員，峯山典明議員，片山啓議員，石井公一郎議員，石山肖子議員，五十嵐辰雄議員，新井邦弘議員。

議会運営委員会委員，峯山典明議員，山崎誠一郎議員，片山啓議員，石井公一郎議員，花嶋美清雄議員，井原正光議員，以上でございます。

○議長（船川京子君） お諮りいたします。

ただいま事務局長が朗読したとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、各委員会において事前協議を行っており、各委員会の委員長及び副委員長の選任について報告がありましたので、その結果をご報告いたします。

総務産業建設常任委員会，井原正光委員長，山崎誠一郎副委員長。次に，厚生文教常任委員会，石井公一郎委員長，片山啓副委員長。次に，議会運営委員会，井原正光委員長，

花嶋美清雄副委員長です。

各委員会を代表して委員長の挨拶をお願いいたします。

まず、井原正光総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長井原正光君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（井原正光君） ただいまご紹介をいただきました、委員長を拝命いたしました井原正光でございます。委員会条例にのっとりまして、これまで以上に活動してまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（船川京子君） 次に、石井公一郎厚生文教常任委員長。

〔厚生文教常任委員長石井公一郎君登壇〕

○厚生文教常任委員長（石井公一郎君） 厚生文教常任委員長になりました石井公一郎でございます。町は少子高齢化が進んでおり、県内でも高齢化率が2番目というようなことでありまして、教育についても、近い将来、小中一貫校だというようなことが言われております。しっかりとこの問題を捉えてやっていきたいと思いますので、皆さんよろしくお願い申し上げます。

○議長（船川京子君） 次に、井原正光議会運営委員長。

〔議会運営委員長井原正光君登壇〕

○議会運営委員長（井原正光君） 委員長を拝命いたしました井原正光でございます。議会基本条例、また議会会議規則にのっとりまして、委員一同、住民との対話を含め議会改革をしっかりと進めてまいります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（船川京子君） 各委員会の委員長挨拶が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第6、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の選挙を行います。組合規約により4人を選挙します。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により議長の指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、山崎誠一郎議員、片山 啓議員、石山肖子議員、五十嵐辰雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した4名を、龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

当選された山崎誠一郎議員，片山 啓議員，石山肖子議員，五十嵐辰雄議員に，会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

代表して五十嵐辰雄議員から挨拶をお願いいたします。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員五十嵐辰雄君登壇〕

○龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員（五十嵐辰雄君） ただいま龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員に推挙されました五十嵐辰雄でございます。代表しまして，一言ご挨拶申し上げます。

利根町の代表として，しっかり議会で頑張ってきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（船川京子君） 挨拶が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第7，龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙を行います。組合規約により2名を選挙します。

お諮りいたします。

選挙の方法は，地方自治法第118条第2項の規定により，議長の指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定しました。

それでは，峯山典明議員，花嶋美清雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した2名を，龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

当選された峯山典明議員，花嶋美清雄議員に会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

代表して，花嶋美清雄議員から挨拶をお願いいたします。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議会議員花嶋美清雄君登壇〕

○龍ヶ崎地方衛生組合議会議員（花嶋美清雄君） 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に選任されました花嶋美清雄です。もう1人，峯山典明議員です。誠心誠意頑張ってまいります。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（船川京子君） 挨拶が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第8，稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。組合規約により2名を選挙します。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により議長の指名推選にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

それでは、石井公一郎議員、新井邦弘議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した2名を、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

当選された石井公一郎議員、新井邦弘議員に、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

代表して、石井公一郎議員から挨拶をお願いいたします。

〔稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員石井公一郎君登壇〕

○稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員（石井公一郎君） 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会になりました石井でございます。それに新井邦弘議員と一緒に組んで組合議員として一生懸命やっていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（船川京子君） 挨拶が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第9、茨城県南水道企業団議会議員の選挙を行います。企業団規約により2名を選挙します。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により議長の指名推選にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

それでは、大越勇一議員、若泉昌寿議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した2名を茨城県南水道企業団議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

当選された大越勇一議員、若泉昌寿議員に、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

代表して若泉昌寿議員から挨拶をお願いいたします。

〔茨城県南水道企業団議会議員若泉昌寿君登壇〕

○茨城県南水道企業団議会議員（若泉昌寿君） 茨城県南水道企業団議員として推薦されました，私，若泉と大越議員 2 人でございます。最大の目的は，常に安定して安全な水道を送ることが目的と考えておりますので，どうぞよろしく申し上げます。

○議長（船川京子君） 挨拶が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第10，茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。広域連合規約により 1 名を選挙します。

お諮りいたします。

選挙の方法は，地方自治法第118条第 2 項の規定により，議長の指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定しました。

それでは，井原正光議員に指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した井原正光議員を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定しました。

当選された井原正光議員に会議規則第33条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

井原正光議員から挨拶をお願いいたします。

〔茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員井原正光君登壇〕

○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員（井原正光君） 井原でございます。利根町も大分高齢化が進んでおります。しっかりと利根町の現状を意見を出していきたいと思っております。届けていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（船川京子君） 挨拶が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第11，議案第34号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とし，説明，質疑，討論，採決を行います。

補足説明を求めます。

赤尾津税務課長。

〔税務課長赤尾津政男君登壇〕

○税務課長（赤尾津政男君） それでは，議案第34号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について補足してご説明申し上げます。

これは，地方自治法第179条第 1 項の規定により，別紙のとおり 2 月29日に専決処分をし

たので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、第198回通常国会において法案提出されました地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月29日に公布されたことに伴い、町条例においても改正の必要があることから専決処分したものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明申し上げます。

議案第34号参考資料2、利根町税条例新旧対照表をごらんください。

まず、第1条による改正をご説明いたします。

1ページをごらんください。下線の部分が改正箇所でございます。

第34条の7寄附金、税額控除の改正です。これは、ふるさと納税制度の見直しに伴うものでございます。これまでは、地方団体への寄附金は、全てふるさと納税の対象となりましたが、改正後、ふるさと納税の対象となる寄附金は、総務大臣の指定する地方団体に対する寄附金のみとなります。総務大臣の指定を受けるためには、寄附金の募集について適正に実施する地方団体で、返礼品の基準に適合することが必要となります。基準としましては、返礼品の金額は、寄附金額の30%以下であること、返礼品は地場産品であることとされております。

第2項の改正は、ふるさと納税制度の見直しに伴い、地方税法の適用する条文の項がふえたことにより項ずれが生じたための改正です。

次に、附則第7条の3の2、個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除の改正です。

住宅借入金等特別税額控除は、所得税における控除の適用を前提とし、所得税から控除し切れなかった額を住民税から控除するものです。適用の期間が2年延長されたことと、手続要件が緩和されました。改正前は、住民税の納税通知が送達されるときまでに申告することが要件となっておりますが、今回の改正でこの要件が廃止となったことによる改正です。

2ページをごらんください。第2項については、要件の廃止に伴う項ずれによる改正です。

3ページをごらんください。第7条の4寄附金、税額控除における特例控除額を特例についてです。やはりふるさと納税の見直しに伴う項ずれによる改正です。

第9条、個人の町民税の寄附金税額控除にかかる申告の特例についてです。これはいわゆるワンストップ特例の改正です。ワンストップ特例と申しますのは、寄附者の申請により寄附金を受領した地方団体が寄附金の住所地を地方団体に申告特例通知書を送付することにより、寄附金控除のための申告をしなくても住民税から控除するという制度であります。今回、ふるさと納税を特例控除の対象寄附金と定義したことから、このワンストップ特例制度は、ふるさと納税の特例控除対象寄附金だけ対象となります。

4ページをごらんください。第2項第3項、5ページの第9条の2まで同様の改正です。

第10条の2、本附則第15条の第2項第1号等の条例で定める割合の改正です。固定資産

税等の課税標準の特例の規定です。地方税法の改正により、町条例の適用する項がずれたための改正です。第5項から6ページの18項まで運用の改正となります。

7ページをごらんください。第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての改正です。第6項が追加となっております。これは、地方税法の改正で、河川法第6条第2項に規定する工期確定、いわゆるスーパー堤防の整備のため家屋の移転補償を受け、盛り土された事業用地の上に建築された家屋について、固定資産税が減額となる制度が創設されたものでございます。居住部分にかかる税額の3分の2、被居住部分にかかる税額の3分の1を5年間減額されることとなりました。この減額を受けるための手続の規定が追加されたものです。

第7項から、9ページの第12項までは、法令等の改正に伴い適用する項ずれによる改正です。

10ページをごらんください。第16条軽自動車税の税率の特例の改正です。これは従価税の規定です。平成18年3月31日以前に最初の登録をした軽自動車税の従価税、平成31年度に限定するための改正です。税額の変更はございません。改正前、左側のほうの第2項から第4項までが平成29年度までのグリーン化特例が終了となるため削除されます。

12ページをごらんください。第2項からは、軽自動車税のグリーン化特例の改正です。現行の制度、平成31年度まで延長するための改正です。第2項は、電気自動車、天然ガス自動車等が該当となり、新車取得の翌年度に限り約75%軽減するものです。

第3項は、総務省令で定める平成32年度基準エネルギー消費効率の約30%達成者が該当となり、やはり新車取得の翌年度に限り約50%軽減するものです。

第4項は、総務省政令で定める平成32年度基準エネルギー消費効率の110%達成者が該当であり、新車登録の翌年度に限り約25%軽減するものです。

14ページをごらんください。第16条の2軽自動車税の賦課徴収の特例です。平成29年度までのグリーン化特例の終了に伴う項ずれによる改正です。

第22条、東日本震災にかかる固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等については、法令改正に合わせた文言の改正です。

次のページをごらんください。第2条による改正についてご説明いたします。

第36条の2、町民税の申告の改正ですが、年末調整の済んでいる方が各控除申告をする際も、記載事項を簡素化するための改正です。第7項を追加するものです。

第36条の3の2個人の町民税にかかる給与所得者の養護親族等申告書の改正です。単身児童扶養者の扶養申告書への記載が追加されたものでございます。これは、事実婚状態でないことを確認した上で、支給される児童手当等の支給を受けており、前年の所得が135万円以下であるひとり親に対し、住民税を非課税とする措置が講じられたことによる改正です。

次のページをごらんください。第36条の3の3個人の町民税にかかる公的年金等受給者

の扶養親族等申告書の改正です。こちらも単身児童扶養者の扶養申告書への記載が追加されたものです。

次のページをごらんください。第2項、第4項は、法令の改正に伴う条ずれによる改正です。

第36条の4、町民税にかかる不申告にかかる過料については、法令改正に伴う項ずれによる改正です。

次のページをごらんください。附則の改正です。

第15条の2軽自動車税の環境性能割の非課税です。軽自動車税の環境性能割と申しますのは、軽自動車の取得税にかわる税で軽自動車取得の際に納税するものです。当分の間、県が徴収することとなっており、その一部が町に交付されるものです。今回の改正は、臨時的軽減の規定を新設したものです。本年10月1日から来年9月31日までの間に取得した軽自動車税の環境性能が、平成32年度基準エネルギー消費効率を上回っている車両については非課税とするものです。

第15条の2の2軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例です。第2項は、軽自動車についての環境性能割の判断基準を規定したものです。国土交通大臣の認定に基づき判断すると規定されております。

第3項は、環境性能の認定に、偽り、その他不正が発見された場合の対応の規定です。認定の申告をしたものを取得者とみなし、不足分を納付しなければならないという規定になっております。

第4項には、前項の適用を受けた場合の加算金の計算が規定されております。

第15条の6軽自動車税の環境性能割の税率の特例です。

第3項の改正です。次ページをごらんください。本年10月1日から来年9月30日までの間に取得した平成27年度基準エネルギー消費効率110%達成車両について、環境性能割の1%軽減するものです。

第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例です。平成31年度以降についての軽自動車税の従価税の規定になります。初回登録から14年を経過した車両は約20%の従価税とするものです。第2項から第4項までは、軽自動車税のグリーン化特例の平成32年度、平成33年度に限り延長するための改正です。

次のページをごらんください。第16条の2軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例、種別割の認定の判断基準を規定したものです。

第2項は、環境性能の申告に、偽り、その他不正が発見された場合の対応の規定です。認定の申告をしたものを取得者とみなして、不足分を納付しなければならないという規定になっております。

第3項には前項の規定を受けた場合の加算金の計算が規定されております。

次のページをごらんください。第3条の改正をご説明いたします。

第24条、個人町民税の非課税の範囲の改正です。単身児童扶養者が追加されたことによる改正です。

次に、附則の改正になります。第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例です。第5項が追加されたことによる改正です。

次のページをごらんください。第5項の内容は、軽自動車税のグリーン化特例の見直しで、平成34年度、平成35年度の軽自動車税のグリーン化特例が電気自動車、天然ガス自動車に限定されることに伴う改正です。

第16条の2軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例は、前条の項がふえたことによる改正です。

次のページをごらんください。第4条による改正をご説明いたします。

第82条の改正は、位置関係の修正で内容の改正はございません。

次のページをごらんください。第15条の6軽自動車環境性能割の税率の特例の改正です。第2項の改正は、環境性能割の税額を臨時的に1%軽減するための改正です。また、法令の改正に伴う軽自動車税の従価税についての規定の整備となります。

次のページをごらんください。第5条による改正をご説明いたします。こちらの改正は、前年の改正で、大法人に対する申告書について電子申告を義務づける改正がなされました。今回の改正は、電気回線の故障、自然災害等による電子申告が困難である場合に、所轄税務署長等が承認することにより書面による提出が可能となり、措置が講じられたことによる改正です。

次のページから5ページ、第2条第4項までが同様の改正となります。

続きまして、附則です。各改正部分の施行日と経過措置の規定となっております。

議案第34号についての説明は以上です。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第34号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についての採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案について承認されました。

○議長（船川京子君） 日程第12、議案第35号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とし、説明、質疑、討論、採決を行います。

補足説明を求めます。

赤尾津税務課長。

[税務課長赤尾津政男君登壇]

○税務課長（赤尾津政男君） それでは、議案第35号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして補足してご説明申し上げます。

議案第35号、参考資料の2、利根町都市計画税条例新旧対照表でご説明を申し上げます。

今回の改正は、附則の改正となります。固定資産税とあわせて特例の規定になっております。法令の改正に伴い、町条例の適用する項がずれたことによる改正となっております。

次のページをごらんください。附則です。施行日、経過措置の規定となっております。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第35号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第35号は、原案について承認されました。

○議長（船川京子君） 日程第13、議案第36号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とし、説明、質疑、討論、採決を行います。

補足説明を求めます。

直江保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○**保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君）** それでは、議案第36号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、参考資料の1，改正理由にありますとおり，地方税法施行令の一部を改正する政令，平成31年政令第87号が平成31年3月29日に公布され，同年4月1日から施行されることに伴い，国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ，並びに低所得者に対する均等割り及び平等割の軽減措置を改める必要があることから，地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので，同条第3項の規定により報告，承認を求めるものであります。

それでは，お手元に配付してございます参考資料2の新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

第2条第2項は，賦課限度額の改正で，基礎課税額の限度額の現行を58万円から61万円に引き上げるものでございます。

次に，第21条は，国民健康保険税の軽減措置にかかる軽減判定所得の算定方法の変更で，低所得者に対する均等割り及び平等割の軽減措置改定の改正であります。前段の部分は，賦課限度額の改正に伴うものであります。

次のページをお願いいたします。第2号は，5割軽減の対象となる世帯で，現行は所得基準判定の際，被保険者数及び特定同一世帯所属者の合計に，27万円5,000円を乗じて算出したものが，28万円に引き上げるものでございます。

第3号は，2割軽減の対象となる世帯で，現行の所得基準の判定に際し，被保険者数及び特定同一世帯所属者の合計に50万円を乗じて算出していたものが51万円に引き上げるものでございます。

附則といたしまして，第1項は，施行期日でございます。この条例は，平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項は適用区分でございます。改正前の利根町国民健康保険税条例の規定は，平成31年度以降，年度分の国民健康保険税につきましては適用し，平成30年度分までは，国民健康保険税については，なお，従前の例によるものでございます。

説明は以上です。

○**議長（船川京子君）** 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第36号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第36号は原案について承認されました。

○議長（船川京子君） 日程第14、議案第37号 平成30年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題とし、説明、質疑、討論、採決を行います。

補足説明を求めます。

大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

○財政課長（大越達也君） それでは、議案第37号 平成30年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを補足してご説明申し上げます。

この予算でございますが、歳入におきましては、年度末に各種交付金や補助金等が確定したこと、また、歳出におきましては、事業費の確定に伴いまして補正予算措置を年度内に行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月29日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告するとともに承認を求めるため提案するものでございます。

4ページをお開き願います。

第2表地方債補正でございます。1、変更でございますが、起債の目的で、罹災証明書交付、被災者台帳作成システム共同整備工事事業債につきましては、限度額320万円を160万円に減額するものでございます。これは、罹災証明書交付被災者台帳作成システム共同整備工事費の市町村負担金で、当初は2分の1を均等割、2分の1を人口割で算出しておりましたが、県の負担が増となったためによるものでございます。

次に、過疎対策事業債につきましては、限度額1億6,010万円を1億7,370万円に増額するものでございます。内訳でございますが、防災安全社会資本整備総合交付金事業につきまして、限度額1,250万円を2,610万円に増額するもので、町道104号線ほか舗装修繕工事の事業費の確定によるものでございます。

次に、過疎対策事業債のソフト事業分ですが、限度額4,870万円は変わらず、充当事業内

訳の変更によるものでございます。まず、小学校バス運行事業は、限度額1,100万円を930万円に減額、次に、妊婦乳児健診事業は、限度額240万円を250万円に増額、次に、子育て応援手当支給事業は、限度額1,100万円を1,260万円に増額、次に、福祉バス運行事業は、限度額850万円を800万円に減額、次に、病児保育事業は、250万円を300万円に増額したものでございます。いずれも事業費の確定に伴うものでございます。

次に、2、廃止でございますが、災害援護資金貸し付け債につきましては、備考欄に記載のとおり災害援護資金借入れの申し込みがなかったため廃止するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳入でございますが、款2地方譲与税から款7自動車取得税交付金までは、平成30年度の交付額決定によるものでございまして、まず、款2地方譲与税、項1自動車重量譲与税でございますが、17万3,000円を減額するもので、前年度、剰余金総額と比較して66万5,000円の増でございます。

項2地方揮発油譲与税は91万円を増額するもので、前年度剰余金総額と比較して14万2,000円の増でございます。

款3利子割交付金は77万4,000円を増額するもので、前年度交付金総額と比較して2万2,000円の増でございます。

款4配当割交付金は69万2,000円を減額するもので、前年度交付金総額と比較して199万5,000円の減でございます。

款5株式等譲渡所得割交付金は159万7,000円を減額するもので、前年度交付金総額と比較して278万7,000円の減でございます。

款6地方消費税交付金は802万2,000円を増額するもので、前年度交付金総額と比較して、1,787万3,000円の増でございます。

款7自動車取得税交付金は1,371万3,000円を増額するもので、前年度交付金総額と比較して37万円の増でございます。

8ページをお願いいたします。

次に、款9地方交付税は5,705万6,000円を増額するもので、普通交付税の調整率による調整額分として303万5,000円、特別交付税の確定により5,402万1,000円をそれぞれ増額するものでございます。補正後の地方交付税総額は18億6,637万5,000円で、前年度交付税総額と比較して2,062万1,000円の増でございます。

なお、総額において増となった主な要因は、普通交付税で、基準財政需要額の高齢福祉費と小学校費の増によるものでございます。

款13国庫支出金、目2民生費国庫補助金は150万2,000円を減額するもので、子ども・子育て支援交付金で、病児保育事業の額の確定によるものでございます。

款4県支出金、目2民生費県補助金は150万2,000円を減額するもので、これは先ほど国庫支出金でご説明いたしました子ども・子育て支援交付金で、病児保育事業の額の確定に

よるものでございます。

目4農林水産業費県補助金で、多面的機能支払交付金は2万7,000円の減額で、多面的機能支払交付金事業の補助金の額の確定によるものでございます。

款16寄附金,目2総務費寄附金は9万5,000円の増額でございます。3月補正予算計上後、10件の寄附を受け入れたことから計上したものでございます。これにより、平成30年度のがんばる利根町応援寄附金、いわゆるふるさと納税は、合計281件、総額369万9,000円となっております。

款17繰入金,目1財政調整基金繰入金は8,852万8,000円の減額でございます。今回の補正で地方消費税交付金を初め、地方交付税や各種交付金の決定等に伴い財源が増額となったことから基金に繰り戻すものでございます。

目4利根町農業経営基盤強化基金繰入金は9,000円の減額で、これは基金を当てておりました多面的機能支払交付金事業の額の確定により繰り戻すものでございます。

目5利根町防災基金繰入金は108万1,000円の減額で、これは、総合防災マップ冊子型作業業務委託の額の確定により繰り戻すものでございます。

目7がんばる利根町応援基金繰入金は5万5,000円の減額で、これは高齢福祉の充実事業として、シルバーカー購入補助金の額の確定により繰り戻すものでございます。

款20町債は、冒頭、第2表地方債補正でご説明しましたとおりの内容でございまして、合計で1,030万円の増額となっております。

次に、歳出でございますが、10ページをごらんください。

款3民生費,項1社会福祉費,目2老人福祉費は5万5,000円の減額するもので、これはシルバーカー購入費補助金で、平成30年度の額が確定したことによるものでございます。

目10保健福祉センター費は、地方債の財源充当入れかえに伴う財源内訳の変更でございます。

項2児童福祉費,目1児童福祉総務費は、こちらも地方債の財源充当入れかえに伴う財源内訳の変更でございます。

目2児童措置費は131万8,000円を減額するもので、これは病児保育事業の委託費が確定したことによるものでございます。

項3災害救助費,目1災害救助費は170万円の減額で、これは災害援護資金貸付金の申し込みがなかったことによるものでございます。

次に、11ページをお開き願います。

款4衛生費は、地方債の充当入れかえに伴う財源内訳の変更でございます。

款5農林水産業費,項1農業費,目5農地費は3万7,000円の減額でございます。これは、多面的機能支払交付金事業の額が確定したことによるものでございます。

款7土木費,項2道路橋梁費,目2道路維持費は、地方債の財源充当入れかえに伴う財源内訳の変更でございます。

款8消防費，項1消防費，目5防災費は154万3,000円を減額するもので，罹災証明書を交付，被災者台帳作成システム共同整備工事負担金の額が確定したことによるものでございます。

次に，12ページをお開き願います。

款9教育費，項2小学校費，目1学校管理費は，地方債の財源充当入れかえに伴う財源内訳の変更でございます。

款10公債費，目2利子は115万円を減額するもので，貸し付け利率の確定によるものでございます。

款11諸支出金，目4がんばる利根町応援基金費は9万5,000円の増額で，歳入でご説明申し上げましたように10件の寄附がありましたので，これを基金に積み立てるものでございます。

目6利根町都市計画事業基金費は232万3,000円の減額で，平成30年度の見込み額が減額になったためのものでございます。

目7利根町防災基金費は373万5,000円の増額で，平成30年度見込み額を積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，議案第37号 平成30年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって，議案第37号は，原案について承認されました。

○議長（船川京子君） 日程第15，議案第38号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とし，説明，質疑，討論，採決を行いま

す。

補足説明を求めます。

飯田都市整備課長。

〔都市整備課長飯田喜紀君登壇〕

○都市整備課長（飯田喜紀君） それでは、議案第38号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり3月29日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

3ページをごらんください。第2表地方債補正でございます。事業費の確定に伴いまして起債限度額の変更でございます。公共下水道事業において490万円を420万円に、過疎対策事業債、公共下水道事業において490万円を410万円に起債限度額を減額するものでございます。

5ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金で13万6,000円の増額補正でございます。これは、下水道管路敷設がえ工事費が確定したことによる増額でございます。

款7町債、項1町債、目1下水道債で70万円の減額補正でございます。内訳は、節1公共下水道債70万円の減額補正で、下水道管路施設敷設がえ工事費の確定に伴い減額するものでございます。

次に、目2過疎対策事業債で80万円の減額補正でございます。内訳は、節1過疎対策事業債、公共下水道80万円の減額補正で、下水道管路施設敷設がえ工事費の確定に伴い減額するものでございます。これは先ほど3ページ、第2表地方債補正で説明させていただいた起債限度額の変更内容でございます。

次に、歳出でございますが、款1下水道費、項1下水道費、目2公共下水道維持管理費で136万4,000円の減額補正でございます。これは、下水道管路敷設がえ工事費が確定したことによるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第38号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案について承認されました。

暫時休憩とします。

開会を2時50分とします。

午後2時39分休憩

午後2時50分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（船川京子君） 日程第16、議案第39号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第1号）を議題とし、説明、質疑、討論、採決を行います。

補足説明を求めます。

大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

○財政課長（大越達也君） それでは、議案第39号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

歳入でございますが、款18繰入金、目1財政調整基金繰入金は53万5,000円の増額でございます。今回の補正予算の財源手当として基金から繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、款2総務費、目2秘書広聴費は53万5,000円の増額で、町長の旅費と交際費を計上するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第39号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第17、議案第40号 利根町監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、若泉昌寿議員の退場を求めます。

〔10番若泉昌寿君退場〕

○議長（船川京子君） 補足説明を求めます。

飯塚総務課長。

〔総務課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長（飯塚良一君） それでは、議案第40号 利根町監査委員の選任について、補足してご説明申し上げます。

本案は、利根町監査委員に下記の者を選任したいので同意を求めるものでございます。

- 1 住 所 利根町大字羽中1386番地
- 2 氏 名 若泉昌寿
- 3 生年月日 昭和17年5月13日

提案理由でございますが、利根町議会議員のうちから選任すべき監査委員について、地方自治法第196条第1項の規定による議会の同意を得る必要があるため、提案するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） これ地方自治法の第196条、監査委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通公共団体の財務管理、事業、経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた見識を有する者及び議員のうちからこれを選任する。そこで、ただし書き、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるのとあるのです。これ平成29年に改正になっている中で、町では、このただし書き、こういうことを執行部としては、

この辺はどう考えていますか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） これまでも、議員の中から選んできたところでございますので、今後も議員の方の中から選任したいと考えております。以上でございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） これ聞いたのは、それは今までの流れはそういう流れできているのだけれども、このただし書きでいっている条例で、議員のうちから監査委員を選任しないことができますよと地方自治法でうたっているから、その辺についてどう考えていますかというのを聞いたかった。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 議員の中から、適任者がいないということであれば別なのですけれども、そういうことではないと思いますので、議員の中から選んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（船川京子君） 8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 質疑を行います。今、上位法も、地方自治法が改正になっていると、それで、今までと違って監査委員を置かないこともできるとされている。今までは置くと、そういう上位法が改正になった、だから執行部としては、これに対してどういう審議をなされたかということをお聞いているのです。

この利根町監査委員条例を見ると、実に不備だらけだ、議会からも、ただ、本町の監査委員の定数は2名とするとはなっているのだけれども、議会から選ぶと、主権者から選ぶと上位法には書いてある。こういうことを含めて、なおさら今回、地方自治法が改正になったので、これについて、執行部はよく、この条例改正についてどうするか、議員提出も含めて現行のままにするのか、しないのか、執行部でもそれを検討しなきゃならないと思いますよ、それをしたのか、しないのかと、そういうことをお聞きしているのです。

○議長（船川京子君） 井原議員に申し上げます。議案第40号は、若泉昌寿議員を選任したいので同意を求めるかどうかの議案であり、条例について議論するものではないと判断しますので、質疑の内容を変えてください。

井原正光議員。

○8番（井原正光君） 監査委員の選任については、今、総務のほうから、飯塚総務課長のほうから言われたとおり議員の中から選ぶのですね、これ議員の中から選ぶというのは、本当は町長が任命すれば、選任すればいいのだけれども、何だかそういうことにもいかないだろうから、議員の中で話し合っってその適任者を選んだらどうかと、そうすれば、その案はすんなり進むのだらうということでの、この案件だよな。

それで、5月7日でしたか、全員協議会を開いて、この議員の中でも、どうしたらいいかということでもって、監査委員をやりたい人というようなことで3名の方が手を挙げた、

それをくじ引きでもって3名のうち1名に絞った。

このとき私は、気がつかなかったのだけれども、本来は、この3名全員をここに議会にあげるべきだった、1名に絞るべきじゃなかった。これが一つの我々の大きなミスだよ。それはそれでいいとしても、今、議長が非常に狭い範囲で我々に質疑をし、あくまでも若泉昌寿議員を選任したいから、それについてのみ、適任か適任じゃないかのみ言いなさいというような発言、これは本当に間違っている。

はっきり申し上げますか、あなた方議長を含めて、副議長になられた、これはおめでとうございます、と申し上げたいが、私の耳に入ってくるのは、その前に町長を交えていろいろ懇談を開いた、それはそれでいい、多数派の中から選ぶのはそれで……。

○議長（船川京子君） 井原議員に申し上げます。ここは、議案第40号……。

○8番（井原正光君） 40号に関連して、私の考えを言っている。そういうことがあってはならないのです。はっきり。それはそれでいいのです。しかし、この監査委員だけは、町の公金を監査するものだから、それに適任者、適した者を選ばなければならないのです。

議長も知っているでしょう、今までずっと議長をやってこられて、会議録、議事録を見ればわかるとおり、この若泉昌寿議員の発言は、全て執行部を擁護した発言ばかりじゃないですか、これがはっきり言うと私は適任者だとは思っていないので、反省も含めて今聞いているのです。

だからそういうことで、この上位法が、196条ですか、196条関係、この中には、議会の同意を得て、人格が高潔で地方公共団体の財務、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者、このような人。それからもう1人は、議員のうちからこれを選任する、その議員のうちから選任するのだけれども、今度、上位法が改正になって、ただし、条例で議員のうち監査委員を選任しないことができると、こういう条例が改められているのです。この改められたことについて、執行部はどのようにそれを精査したか、我々もこれがやらなきゃならないのです。

そういうことを今執行部にお聞きしたわけです。

○議長（船川京子君） 井原議員に確認をさせていただきます。今の質疑は、3回目と判断してよろしいですか。

○8番（井原正光君） どうぞ、ご自由に。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） あくまでも、この前の慣例で、一般の代表監査、それと議員の中から1名という考えでいきたいと考えております。以上であります。

○議長（船川京子君） 井原議員の質疑が終わりました。

ほかに。

井原正光議員。

○8番（井原正光君） 動議を提出いたします。

○議長（船川京子君） ただいま井原議員から本案に対する動議が提出されました。この動議の成立には1名以上の賛成者が必要となります。

お諮りいたします。

この動議に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立2名です。よって、この動議は成立しました。

この動議を日程に追加します。

○議長（船川京子君） 追加日程第1，議案第40号の人事案件に対する動議を議題とします。

本案について説明を求めます。

提出者井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） ただいま動議を提出いたしました。その理由について申し上げたいと思います。

今もお話しましたように、執行部の皆さんはもちろんのこと、議員の皆様方もご承知のとおり、平成29年地方自治法の一部が改正されました。この改正によりまして、ただいま議題となっている議会選出監査委員の設置については、これまでと違って選択制となりました。今までと違う、選び方がそういうふうに変更されたのです。

選択制となった、地方自治法第196条第1項、ただし書きが改正されたもので、町条例は付議で、ただし書きのことを書いていないのですけれども、町条例で、議員のうちから監査委員を選任しないことができるというふうにされました。この改正について、当議会においては、まだ議論がされておられません。

私も、いろいろ事務局とお話しながらお聞きしたのですが、私が議員をやめていた間においても、全員協議会での検討、審議がなされていないというようなことでもございました。したがって、この上位法である地方自治法の改正にあわせて利根町監査委員条例についても、当議会の中で、条例改正するかしないか、つまり議会選出の監査委員を廃止するのかどうなのか、また、条例未改正、要するに、現行の条例のまま、その制度を存置するのかどうなのか、そのまま置くのかどうなのか、そういう議論が必要であります。

監査委員そのものを選ぶよりも、まず、この上位法の議論が必要であって、それからこの監査委員を置くべきか置かないべきか、それを決めるべきである、このような議論が抜けている。したがって、この議論をした上で、利根町監査委員の設置、しなければならないのかどうなのか、それを議論した上で私は選ぶべきだというふうに思っております。

ですから、先ほど申し上げましたように、議会議員の中から選ぶについては、もちろん執行部が選んで、これを議案として提出、提案すれば一番いいのですけれども、執行部と

いえども12名の中から誰を選んで監査委員にすべきか、これは迷うところであろうと思います。したがって、議員の話し合いの中でそれを選んで、それを議案として提出し、それを承認する、そのほうが同意が、要するに問題がなく成立するというような趣旨から、このようなことで今まで進んできたとは思っております。

しかし、私もちょっと勉強不足でございまして、この前も私が監査委員になりたいという人が3名おりました。その3名の中で、くじ引きでもって1名を仮に選んで今回この議案の提出となったわけでございますけれども、本来であれば、3名が3名、同時に議案として提出すべきだったのかなど、私はそのように思っております。その中で、1、誰々については同意するのか、2、誰々については否決するのか、3、誰々についても否決するのかというようなことを、この本会議で決めていくべきものが本来の議会の流れだったというふうに私は勉強させていただきました。

そういうことで、今回のこの議案第40号については、議事延期の動議を提出させていただきます。以上です。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決を行います。

会期中に議決されなかった案件は廃案となることから、議案第40号を次の会期まで継続審議とすることに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、この動議は可決されましたので、議案第40号は、第2回定例会までの継続審議となりました。

暫時休憩とします。

午後3時13分休憩

午後3時16分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、若泉昌寿議員の入場を求めます。

〔10番若泉昌寿君入場〕

○議長（船川京子君） 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了しました。

これもちまして、令和元年第1回利根町議会臨時議会を閉会いたします。
なお、令和元年第2回利根町議会定例会は、6月5日水曜日を予定しております。
お疲れさまでした。

午後3時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会臨時議長 五十嵐 辰 雄

利根町議会議長 船 川 京 子

署 名 議 員 峯 山 典 明

署 名 議 員 山 崎 誠一郎